

入 札 説 明 書

交通管理車両（道路パトロールカー）の賃貸借【高速4】に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札参加資格の確認、申請書その他の記入方法等

入札参加申請者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下、申請書と資料を合わせて「申請書等」という。）を提出した上で広島高速道路公社から競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格が無いと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書は、様式1により作成すること。なお、委任状（様式3-2）において委任する場合は、受任者名において作成すること。

(2) 資料は、次により作成し提出すること。なお、申請書等は、特に指示のない限り各々まとめてクリップ等で左止めし、ホチキス止めやファイル綴りはしないこと。

ア 誓約書（様式2）

・確認資料として、広島県の平成30～令和3年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿の契約種目において「大分類：1物品関係 - 中分類：02 レンタル・リース - 小分類：A レンタル・リース」の認定を受けていることが確認できる資料又は広島市の令和2・3・4年物品その他役務の提供競争入札参加資格者名簿の登録種目において「20-03 車両・船舶」に登録していることが確認できる資料（広島県又は広島市のHP掲載名簿の写し等）を添付すること。

・平成22年度以降に国、都道府県、政令市、高速道路6社又は地方道路公社と、車両（自動二輪車は除く。）についての購入又は賃貸借の契約実績が確認できる資料（契約書の写し等）を添付すること。これによりがたい場合は、様式5「契約実績証明（願）書」を作成の上、発注者の証明を受けて提出すること。

イ 賃貸車両メンテナンス体制届（様式2-1）

・賃貸車両のメンテナンス体制について、当該契約期間中、賃貸車両のメンテナンスに必要な体制を広島市内又は府中町において確保したうえで、当該車両メンテナンスを行う事業所名や場所等を明記の上、提出すること。

ウ 使用印鑑届（様式3-1）

・使用印は入札、契約及び支払請求等で使用する印鑑であり、実印でなくてもよい。ただし、実印をもって使用印とする場合でも、必ず作成の上、提出すること。なお、使用印は、支店等で契約締結等を希望する場合には、支店長等の印とすること。

・印鑑証明書（原本に限り、発行日が申請日から3か月以内とする。）を添付すること。

エ 委任状（様式3-2）

・支店等で広島高速道路公社と契約する場合のみ、作成の上、提出すること。

・委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）とし、受任者の印鑑は使用印とすること。

(3) 申請書等の提出方法

申請書等の提出は、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）によることとし、一般書留若しくは簡易書留以外の郵送、持参又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の提出部数

3部（正本1部及び副本（写し）2部）

なお、広島高速道路公社分は正本1部及び副本（写し）1部の合わせて2部であり、残りの副本1部は確認の上、入札参加申請者に返却する。

2 競争入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格が無いと認められた者は、競争入札参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

- ア 期限 令和2年9月18日（金）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留若しくは簡易書留以外の郵送、又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して令和2年9月24日（木）までに書面により回答する。

3 設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 設計図書等は、公告の日から令和元年9月11日（金）までの期間、広島高速道路公社ホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）「調達情報」からアクセスし入手できる。

(2) インターネットに接続できない場合は、以下の場所で交付する。

- ア 期間 公告の日から令和元年9月11日（金）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 交付は無償で行うが、郵送又は電送（ファクシミリ）による入手申込みには応じない。

4 設計図書等に対する質問等

(1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

- ア 期間 公告の日から令和2年9月11日（金）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 様式4の「設計図書等に対する質問書」を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留若しくは簡易書留以外の郵送、又は電送によるものは受け付けない。

(2) 4（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧できる。また、広島高速道路公社ホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）においても、掲載準備完了の後、掲載する。

- ア 期間 令和2年9月15日（火）から令和2年9月23日（水）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

5 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は返却しないが、競争入札参加資格確認以外に入札参加申請者に無断で使用しない。
- (3) 提出期限日後、申請書等の一部取下げ、差し替え及び再提出は認めない。

以 上